

宝塚市地域福祉推進検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本市の地域福祉の円滑な推進を図るため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、宝塚市地域福祉推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- （1）宝塚市地域福祉計画の推進及び進行管理に関すること。
- （2）地域福祉の推進に関する部局間の連携、調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には健康福祉部健康長寿推進室長を、副会長にはいきがい福祉課長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会の庶務は、いきがい福祉課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	委 員
企画経営部	政策推進課長
市民交流部	きずなづくり推進担当課長 市民協働推進課長
総務部	人権男女共同参画課長
都市安全部	防災企画担当課長 総合防災課長
健康福祉部	健康推進課長 介護保険課長 障害福祉課長 生活援護課長
子ども未来部	子ども政策課長 子育て支援課長 子ども家庭支援センター所長 保育課長
教育委員会学校教育部	学校教育課長
教育委員会社会教育部	社会教育課長